

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止に対応した税務上の取扱いについて(その2)

Issue 161, April 10, 2020

In brief

新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」)対応として、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の一括延長に係る告示(2020年3月6日付告示¹)が行われ、納税者が法人である場合も含めた個別の申請による期限延長(個別延長)等についても解説されたFAQ(「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」、以下、「当面の税務上の取扱いに関するFAQ²」)が国税庁より公表されました。

昨今の感染症の拡大状況を踏まえて、一括延長の対象とされた申告について、4月17日以後の申告も認める「確定申告期限の柔軟な取扱いについて³」(2020年4月6日)が公表され、個別延長が認められる場合の要件や手続きに係るFAQ(「申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」(以下、「所得税等の個別延長に係るFAQ」)⁴)、「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」(以下、「法人税等の個別延長に係るFAQ」)⁵)が公表されました(2020年4月8日)。なお、2020年2月1日以後に事業年度が終了する一定の法人につきましては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(以下、「緊急経済対策」)の税制措置の適用が認められる場合がありますので、申告等に際しては留意が必要です。

海外における感染症対応の税制措置については、下記のリンクをご参照ください。

<https://www.pwc.com/gx/en/services/tax/navigate-the-tax-measures-in-response-to-Covid-19.html>

In detail

1. 個別延長による申告・納付期限の延長

感染症対応に係る税務執行上の措置として、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長についての告示(2020年3月6日付告示)が公表され、2020年4月16日まで期限が延長されました。しかしながら、昨今の感染症の拡大状況を踏まえて、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」が公表され(2020年4月6日)、一括延長の対象とされた申告について、4月17日以後の申告も認めることがされました。

¹ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-039.pdf>

² <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

³ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf

⁴ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf

⁵ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

一括延長の対象外される申告・納付等の期限の延長については、当面の税務上の取扱いに関するFAQにおいて、個別延長によることが明らかにされていました。一括延長の対象とされた申告・納付についても、感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な場合には、個別延長による申告・納付の対象となることが、所得税等の個別延長に係るFAQ、及び法人税等の個別延長に係るFAQにおいて明らかにされたものです。

	一括延長による申告・納付期限	個別延長による申告・納付期限等
申告・納付期限が2020年2月27日から同年4月15日までの間に到来する、個人所得税、個人事業者の消費税、贈与税等の申告、申請、届出、請求 ⁶	2020年4月16日が申告・納付期限（ただし、納付については延納の措置の適用申請が可能）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請により2020年4月17日以後の申告・納付が認められ、申告書提出日が申告・納付期限 ・申請書の提出は不要とされ、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」旨を付記
上記以外の申告等	適用なし	<ul style="list-style-type: none"> ・申請により本来の期限後の申告・納付が認められ、申告書提出日が申告・納付期限 ・申請書の提出は不要とされ、申告書の余白、所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」旨を付記

2. 法人の申告に係る個別延長

2.1 感染症に関して個別延長が認められる場合

今般の感染症に関しては、当面の税務上の取扱いに関するFAQにおいて、法人の申告・納付について個別延長の対象となる「その他やむを得ない理由」に該当する場合が示されました（下記の①から④）。さらに、緊急事態宣言に基づく自治体の要請や企業の対応等も踏まえて、社員の外出自粛や在宅勤務等による業務への支障、取引先や関係会社等の状況による決算作業遂行の困難等（下記の⑤）も、「その他やむを得ない理由」に該当する場合として追加されました（法人税等の個別延長に係るFAQ 問1. 当面の税務上の取扱いに関するFAQ 申告・納付等の期限の個別延長関係 問2-2.）。なお、個別の申請により申告期限等が延長される場合は下記以外にも認められる場合がありますので、所轄の税務署又は国税局へのご確認をお勧めいたします。

- ①税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含む）が感染症に感染したこと
- ②法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
 - ・経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなつたこと
 - ・学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行つたことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
- ④次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できることや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難な場合
 - ・体調不良により外出を自粛、平日の在宅勤務を要請している自治体に在住、感染拡大防止のため企業の勧奨による在宅勤務等、感染拡大防止のための外出自粛

（注）上記の理由のほか、定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じた場合（今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が

⁶ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/tetsuzuki.htm>

生じ、申告期限までに決算が確定しない場合等)には、法人税法第75条の規定による法人税の申告期限の延長が認められますが、申請期限が事業年度終了の日の翌日から45日以内であること、消費税の期限延長は認められないと、延長期間について利子税の対象とされることに留意してください。

2.2 個別延長の適用に係る手続き、申告・納付期限等

災害その他やむを得ない理由により個別延長の適用を受けようとする場合には、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を所轄の税務署又は国税局に提出する必要がありますが、感染症の影響により個別延長を適用する場合には、申請書等の提出を不要とし、申告書等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記することで足りるとしています。源泉所得税においては、納付を行う際に所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」である旨を付記します。

個別延長の適用する場合は、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2カ月以内まで申告・納付期限が延長されます。今般の感染症に対応では、法人の申告書等を作成・提出することが可能となった時点で作成することとし、申告期限及び納付期限は原則として申告書等の提出日とされています。

法人税や消費税、源泉所得税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続きについても、個別延長の対象とされます。

3. 個人の申告に係る個別延長

3.1 感染症に関して個別延長が認められる場合

個人の申告に関して個別延長が認められる場合も、当面の税務上の取扱いに関するFAQにおいて、「その他やむを得ない理由」に該当する場合が示され(下記の①から⑤)、さらに、緊急事態宣言に基づく自治体の要請や企業の対応等も踏まえて、外出自粛や在宅勤務等による申告書作成の困難等(下記の⑥)も、「その他やむを得ない理由」に該当する場合として追加されました(所得税等の個別延長に係るFAQ問1.)。なお、個別の申請により申告期限等が延長される場合は下記以外にも認められる場合がありますので、税務署へのご確認をお勧めいたします。

法人の個別延長に係る上記①から③の理由

④納税者や経理担当の(青色)事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること

⑤次のような事情により、納税者が、保健所・医療機関等から外出自粛の要請を受けたこと

・感染症の患者に濃厚接触した疑いがある、発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある、基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある

⑥感染症の影響により、以下のような理由で確定申告会場への来場が困難である場合や、申告書作成が困難である場合

・体調不良により外出を自粛、平日の在宅勤務を要請している自治体に在住、感染拡大防止のための外出自粛

3.2 個別延長の適用に係る手続き、申告・納付期限等

個別延長の適用に係る手続き、申告・納付期限等は、法人による申告の場合と同様です。

4. 納税の猶予制度の特例

感染症の影響による納税猶予の制度の手続き等は、国税庁のウェブサイトに掲載され(2020年3月13日)、当面の税務上の取扱いに関するFAQにおいても適用要件及び手続等が解説されています。2020年4月7日に閣議決定された緊急経済対策では、納税猶予の特例が措置されました⁷。特例は、関係法案が成立後に適用されますが、現行制度に基づく猶予制度が適用された場合も、遡及して特例制度が利用できるように手当されています。納税猶予の特例措置の立法化を受けて、当面の税務上の取扱いに関するFAQにおいても、その取扱いが明らかにされています(当面の税務上の取扱いに関するFAQ 4 納付の猶予制度関係 問8.)。

⁷ 無担保かつ延滞税が免除される本特例は、2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する国税について適用され、施行日前に納期限が到来している国税についても遡及して適用できることとされる。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

パートナー

鬼頭 朱実

パートナー

白崎 亨

ディレクター

荒井 優美子

シニアマネージャー

小原 一博

マネージャー

朝倉 雅彦

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。